

うるま市子育て短期支援事業利用案内

保護者の疾病、入院、その他の理由により一時的に家庭での養育が困難となった場合に、一定期間お子さんをお預かりします

【対象児童】 市内に居住する18歳未満の児童（※基本的には2歳以上の利用となります）

【利用要件】 保護者が以下の理由により一時的に家庭での児童の養育ができない場合

- ①疾病
- ②育児疲れ、育児不安等身体上または精神上の事由（年度中3回程度）
- ③出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- ④冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- ⑤経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合

※必要に応じて母子手帳等の根拠資料を確認する場合があります

【利用期間】 基本的に1回の利用につき7日以内

【利用料】 世帯の住民税課税状況により負担あり（裏面の利用者負担額参照）

【預かりの内容】 食事の提供、身の回りの世話や生活支援

【施設への送迎】 保護者または保護者にかわる方が行なってください

【学校等への送迎】 利用期間中の学校等への送迎についてはご相談ください（※対象区域あり）

【利用できない場合】

- *体調不良の場合や感染症の疾病にかかっている（おそれがある場合も含む）場合
- *児童が病院等に入院して治療を受ける必要がある場合
- *施設の利用人数、施設内での感染症の発生状況等による場合
- *施設の管理運営上利用が不相当と認められた場合
- *虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けた場合
- *他の利用者等への暴力等により集団生活に支障がある（おそれがある場合も含む）場合



【利用にあたっての注意事項】

- *急な発熱など体調不良が認められる場合は、利用予定期間中であってもお迎えをお願いする場合があります。
- *預かり中に施設が必要と判断した場合、ケガや体調不良などにより医療機関を受診する場合があります。それらにかかる費用は保護者負担となります。
- *集団生活となりますので、利用中に感染症にかかることもあります。ご了承ください。
- *学校等への送迎を利用することになった場合は、この制度を利用していることを学校等へ事前に連絡しておいてください
- *施設に損害を与えた場合は、保護者の方に別途負担していただく場合があります

【利用者負担額】 指定の期日までに市役所や銀行等でお支払いください。

(日)

一人当たり	生活保護世帯/ 非課税世帯(ひとり親)	市民税非課税世帯/ 課税世帯(ひとり親)	課税(その他の世帯)
利用者負担額	0円	1,000円	2,750円

例) 1泊2日の場合、2日分の利用料になります。

【実施施設】 社会福祉法人国際福祉会
児童家庭支援センター 美ら虹
〒904-2143 沖縄市知花 6-34-36



【利用手続き】

利用相談

・うるま市役所子育て包括支援課(東棟2階7番窓口)で利用相談を行なってください。施設見学の調整も行います。

利用申請

利用希望日の10日前までに子育て包括支援課に申請書と受入票を提出してください。

利用可否決定

・利用可否決定通知書で利用負担額を確認してください。
・利用負担額がある場合は、納付書が同封されています。

施設へ連絡

・利用日時の送り時間やお迎え時間等は、直接「美ら虹」とご相談ください。美ら虹 TEL:098-979-8805

利用負担額支払い

・利用負担がある場合は、指定期日までに同封の納付書を持参のうえ、市役所やお近くの銀行等で支払いしてください

施設利用

・あらかじめ決めておいた時間に送迎してください。

【問い合わせ】

うるま市役所 子育て包括支援課 家庭相談係

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 東棟2階 7番窓口

TEL:098-973-5041 月曜~金曜(祝日、年末年始除く)8:30~17:15